

調査委員会報告書

(概要書)

令和2年12月28日

高知県農業協同組合不祥事調査委員会

調査委員会の報告書(概要)

第1 調査の目的

高知県農業協同組合・高西地区四万十営農経済センター販売課大奈路事務所（以下「四万十販売課」という。）における**不適切な米穀取扱の実態**解明、発生原因及び問題点の調査分析、不祥事発生に関する内部管理態勢、コンプライアンス、ガバナンス上の問題点の調査分析、類似事案調査の適切性の評価、再発防止策の提言等。

第2 調査委員会の設置と構成

- 1 設置日 令和2年11月10日
- 2 構成 委員長 西森 やよい（行田法律事務所・弁護士）
副委員長 杉本 雅敏（高知商工会議所・専務理事）
委員 三谷 英子（RKC調理製菓専門学校・常任顧問）
委員 北添 和明（JA高知県・代表監事）

第3 調査委員会の開催状況

- 第1回 令和2年11月18日（水）
- 第2回 令和2年11月29日（日）
- 第3回 令和2年12月8日（火）
- 第4回 令和2年12月15日（火）
- 第5回 令和2年12月20日（日）
- 第6回 令和2年12月25日（金）
- 第7回 令和2年12月28日（月）

第4 高西地区の「米の不適切な取扱い」の調査結果まとめ

発生場所	不適切な米穀取扱事実	事案に係る米の表現	直接の原因	背景にある問題	法的評価（可能性）	行政措置等	公表の状況
CE	事案1 乾燥作業中、過誤によって、品種が異なる原料玄米が混合される事故が発生した。	本件混在米	・作業手順の不徹底。	・CE作業マニュアルの不整備 ・CE作業手順についての研修不足 ・混入事故の重大性についての認識不足 ・組織としての機能的一体性の欠如	食品表示法5条食品表示基準別表24欄2号 農産物検査法第13条1項、20条2項	食品表示法指示・指導 農産物検査法業務改善命令	10月30日公表事案
	事案2 事案1に係る本件混在米を、「にこまる」と表示された玄米袋に詰めて袋詰玄米を製造した。	虚偽表示玄米1	・需要と供給のミスマッチを調整しようとしたこと。	・法令順守（コンプライアンス）意識の不徹底 ・職員に対するコンプライアンス研修の問題点 ・四万十販売課としての販売計画の不存在 ・現場任せの風土			
	事案3 事案2に係る虚偽表示玄米1を「単一品種米」として検査証明した。	虚偽表示玄米1	・同上	・内部通報窓口の未活用			
CE	事案4 「慣行栽培にこまる」の原料玄米を、「特別栽培米にこまる」と表示された玄米袋に詰めて袋詰玄米を製造した。	虚偽表示特別栽培米1 虚偽表示特別栽培米2	・同上	・販売戦略の策定の不十分さ	景品表示法第5条1項 特裁ガイドライン4-4 景品表示法第5条1項 特裁ガイドライン4-4	消費者庁による調査	10月30日公表事案
CE	事案5 四万十町産ヒノカリの生粳と中土佐町産ヒノカリの生粳をCEの同一の貯留ビンに保管し、混入させていた。	貯留ビン混在米	・CEの容量に対する受入米穀の銘柄が多すぎて、乾燥してサイロに移動させる作業が追いつかず、貯留ビンでの一次保管段階で生粳が滞留し、貯留ビンの適正な容量をオーバーした。	・受入銘柄に対するCEの容量不足が組織的に未認識 ・記録の不備	食品表示法5条食品表示基準別表24欄2号 景品表示法第5条1項 米トレサ法4条または8条		本調査委員会が認定した新事案
精米場	事案6 中土佐町産のヒノカリの玄米をとう精した上で、「四万十町産」と表示された包装袋に詰めて袋詰精米を製造していた。	虚偽表示精米1	・「仁井田米」に対する取引先の評価を落とさないようにしたこと。 ・需要と供給のミスマッチを調整しようとしたこと。	・生産者の期待に応えることの行き過ぎた解釈 ・消費者目線の欠如 ・組織力の欠如	食品表示法5条食品表示基準別表24欄1号 景品表示法第5条1項？ 米トレサ法4条または8条	食品表示法指示・指導	10月30日公表事案
精米場	事案7 産年、銘柄の異なる玄米を混ぜて同時にとう精した上で、「単一原料米」である旨表示された包装袋に詰めて袋詰精米を製造していた。	虚偽表示精米2	・「仁井田米」に対する取引先の評価を落とさないようにしたこと。 ・需要と供給のミスマッチを調整しようとしたこと。 ・食品表示に関わる職員としては基本的な知識が欠如しており「3割までの混入ならば『単一原料米』と表示して良い。」との認識が誤って引き継がれて定着していたこと。 ・これを本来補うべきである研修受講の機会もなかったこと。	・法令順守（コンプライアンス）意識の不徹底 ・職員に対するコンプライアンス研修の問題点 ・四万十販売課としての販売計画の不存在 ・現場任せの風土 ・販売戦略の策定の不十分さ	食品表示法5条食品表示基準別表24欄2号 景品表示法第5条1項 米トレサ法4条または8条	農水省による調査	【令和2年産】 11月16日公表事案 【平成30年産】 【令和元年産】 本調査委員会が認定した新事案

※上記の表の『「高西地区における米の不適切な取扱いについて」での事案No.』は調査委員会の調査でより詳細に事案が分析された。

当概要書の作成に合わせてJA高知県の既公表事案の記載に倣い、結び付けをしている。

※立入調査で発覚したのは、事案1ないし3、6、虚偽表示玄米及び虚偽表示精米1の販売についてである。

第5 四万十販売課における米穀取扱業務に係る人員体制

- 1 地区統括常務理事1名
- 2 地区担当常務理事3名
- 3 四万十営農経済センター部長
- 4 四万十営農経済センター課長
- 5 CE（受入、乾燥、保管、粳すり、袋詰玄米製造工程）での作業に当たっていた四万十販売課職員
 - A 米全般の担当者。
検査員資格有り。
CEのオペレーター業務にも従事。
 - B 検査員資格有り。
CEでの検査業務及びオペレーター業務に従事。
 - C 米穀集荷作業の繁忙期にのみCEに配属。
 - D 繁忙期にはCE業務に従事。
検査員資格有り。
- 6 とう精・袋詰精米製造工程（以下「**精米場**」という。）での作業に当たっていた四万十販売課職員
 - E とう精及び袋詰精米製造業務並びに受注業務を担当。
 - F とう精及び袋詰精米製造業務、配達業務並びに受注業務を担当。

第6 本件不祥事発生の原因分析及び問題点の調査分析

1 事案1～3の件

(1) 不適切な米穀取扱事実

令和元年10月6日、CE職員が四万十町産ヒノヒカリの生粳60tをドライドームで乾燥処理後、過誤により、排出が不完全な状態で四万十町産の慣行栽培にこまるの生粳をドライドームに投入したことにより、混ざった。

その結果、水分減少後の乾燥粳51.9t（以下「**本件混在米**」という。）となった。

令和2年5月頃、別のCE職員が本件混在米の一部で袋詰玄米を製造する際に、「にこまる」と表示された玄米袋に詰めて袋詰玄米867袋（以下「**虚偽表示玄米1**」という。）を製造した。

令和2年5月19日、検査員が**虚偽表示玄米1**を、玄米袋に表示されたにこまるの単一品種米として検査証明した。

(2) 本来あるべき表示

品種が混在していたため、袋詰めに際して品種名の記載がない玄米袋を用いて精米工程に引き継ぎ、「複数原料米」である旨が記載された精米用の包装袋を用いて袋詰精米が製造されるべきであった。

(3) 販売の状況

C Eから精米場に引き継がれ、精米場でにこまるの袋詰精米として、一般消費者に販売。また、業務用については品種等の表示のない包装袋で販売された。

販売量としては、玄米袋（30 kg）換算で 774 袋。

精米の量としては、業務用には 13,488 kg、一般消費者には 7,574 kg、合計 21,062 kgが令和2年5月から同年10月にかけて販売された。

虚偽表示玄米1の販売により、JA高知県が得た粗利は 387,000 円。

なお、仮に、これらの米穀が正しい表示で販売されていたとしても、価格面での差異はない。

(4) 関係者の説明（まとめ）

（混入事故）

- ・ ドライドーム内の残量を段階的に表示するランプがまだ「少量」で点灯していたが映像をモニターで確認したところ生粳が映っていなかったため誤表示と判断し、にこまるの生粳を投入したため混入した。
- ・ C E職員間での相談はあったものの、C E職員には米のことは課長よりも詳しい者がおり、現場のことを任されているとの認識であったので、課長には報告されていない。

（品種表示相違の袋詰玄米製造・販売）

- ・ もともと、令和元年産の作況が悪かったことから、C Eで受け入れたにこまるの数量が想定する注文数に対して不足気味であった。
- ・ 本件混在米について、銘柄が特定されない表示で正しく取り扱うことができるように、単一品種米と別に保管していたが、必要量の要望に応えるため、本件混在米をにこまると表示した玄米袋で袋詰玄米を製造した。
- ・ 検査証明は、C E職員1名の指示により、他のC E職員1名が行った。
- ・ 精米場に送り込む際は、「単一品種米である旨表示された玄米袋に複数品種玄米を詰めた」ことを伝えないまま「業務用米の精米として販売するよう」指示した。
- ・ ヒノヒカリとにこまるが混在したものをにこまるとして検査したのは今回が初めてである。
- ・ 罪悪感があったが、事業者からの要望を満たすことで精一杯であった。また、

当事者自らが開拓した事業者に対するプレッシャーもあって、供給を止めたくなかった。

- ・ J Aの利益よりも、生産者が作ったものを一生懸命に売ることが使命であると思っていた。「頑張って売ってくれ。」という声にも応えたかった。在庫をすべて販売し生産者の所得増大を実現したかった。

(5) 原因分析

ア 混入事故の直接的な原因

ドライドームからの糲の排出を目視で確認するのを怠った。

イ 虚偽表示玄米 1 の製造及び虚偽の検査証明の直接的な原因

事業者からのにこまる需要に対し、供給量が不足していたため、虚偽表示の米穀を充てることで供給不足を補おうとした。

ウ 背景にある問題

(ア) C E作業マニュアルの未整備

品種の混在を防ぐための諸手順が掲載された C E作業マニュアルが作成されていなかった。

(イ) C E作業手順についての研修不足

研修が不十分であったため、C E操作に関する基礎的な知識が職員に十分に行き渡らない状態で、C Eが稼働されていた可能性がある。

(ウ) 混入事故の重大性についての認識不足

混入事故は商品価値に影響を及ぼす可能性が高い重大な事故であるが、C E職員においてその認識が不足しており、上位階層（管理職）には伝わらなかった。

(エ) 組織としての機能的一体性の欠如

C E職員の間では、C Eで起きた出来事を上位階層に報告するという習慣がなく、四万十販売課の組織自体に、報告・連絡・相談を基本とする機能的一体性が備わっていなかった。

(オ) 法令順守（コンプライアンス）意識の不徹底

需要に応えることを優先するために虚偽表示の袋詰玄米を製造するという手段を選択しており、「法令の絶対遵守という意識」が徹底されていなかった。

(カ) 職員に対するコンプライアンス研修の問題点

法令順守（コンプライアンス）精神かん養の機会となるべき研修や食品表示に関する研修が不十分であった。

(キ) 四万十販売課としての販売計画の不存在

組織としての米穀に係る販売計画が策定されておらず、需要と供給のミス

マッチを把握しないまま米穀販売事業が行われていた。

(ク)現場任せの風土

組織として需要と供給を適切にコントロールしようとする姿勢が欠如しており、現場任せにされていた。

(ケ)内部通報窓口の未活用

J A高知県には内部通報窓口が設置されており、職員個々にカードを配布し携帯するようにしているものの、それが活用されなかった。

2 事案4の件

(1) 不適切な米穀取扱事実

令和元年11月6日ころ、C E職員からC E職員への要請によりC Eに保管されている「慣行栽培にこまる」で袋詰玄米を製造する際に、「特別栽培米にこまる」用の玄米袋に詰めて袋詰玄米104袋が製造された（以下「**虚偽表示特別栽培米1**」という。）。

また、令和2年1月10日ころ、精米場職員からC E職員への要請により、C Eに保管されている「慣行栽培にこまる」で袋詰玄米を製造する際に、「特別栽培米にこまる」用の玄米袋に詰めて袋詰玄米80袋が製造された（以下「**虚偽表示特別栽培米2**」という。）。

(2) 本来あるべき表示

原料玄米が慣行栽培であるため、特別栽培米である旨の記載がない袋を用いなければならなかった。

(3) 販売の状況

ア 虚偽表示特別栽培米1に係る104袋

104袋のうち80袋分（合計2,400kg）については、J A高知県営農販売事業本部パールライス課（以下「**パールライス課**」という。）に搬出され、そこで袋詰精米が製造された。その後、令和2年1月17日から同年6月9日までの間、県内量販店などに対して合計1,884,750円で販売された。

イ 虚偽表示特別栽培米1のうち残り24袋と虚偽表示特別栽培米2の合計104袋

(ア) この104袋分のうち76袋分を四万十販売課において、令和元年11月から令和2年10月19日までの間、店頭やインターネット等を通じて、合計1,007,600円で販売された。

(イ) その余の28袋分のうち、25袋分については、令和2年10月21日時点で、四万十販売課の在庫として残っていることが確認された。

(ウ) 3袋の行き先は追跡できない状況である。

ウ 販売価格

四万十販売課からの卸売価格は、特別栽培米にこまるが慣行にこまるよりも500円高く設定しており、156袋を販売しているため事案4において、特別に発生した利益は78,000円である。

(4) 関係者の説明（まとめ）

- ・令和元年の「特別栽培にこまる」の集荷量が少なく、商品が不足する事態になった。
- ・量販店からの要望に応じる必要があり、慣行栽培米にこまるを特別栽培米にこまるとして出荷しようと考え、虚偽特別栽培米1を製造することをC E職員のうち1人が決め、その他C E職員1名に指示をした。上位階層には相談しなかった。
- ・慣行栽培米で「特別栽培米」と表示された袋詰玄米を製造したのは、C Eではこれが初めてであった。
- ・虚偽特別栽培米2について、精米場職員が「特別栽培にこまるがない。」とC E職員に要請し、「虚偽表示特別栽培米2」を回してもらった。過去には、慣行にこまるの玄米から特別栽培米にこまるに精米したことはないと思う。

(5) 原因分析

ア 直接的な原因

特別栽培米の需要と供給のミスマッチを調整しようとした。

イ 背景にある問題

(ア) 販売戦略の策定の不十分さ

組織としての販売戦略が実質的に存在しなかったため、販売課職員が独自の顧客優先順位を形成し、これに従って商品が配分されていた。

3 事案5の件

(1) 不適切な米穀取扱事実

生産者から受け入れた生粳の受入量が多い繁忙期に、受け入れた生粳の銘柄とは対応していない別の銘柄用の貯留ビンに生粳を保管していたため、貯留ビンの中で品種は同一でも産地が異なる生粳が混入した。

そのような生粳を、単一産地の米であるとして玄米袋に表示し、精米場に引き継いでいたことにより、複数産地米であるにもかかわらず、単一産地米である旨表示された袋詰精米が製造され、販売されていた。（以下「貯留ビン混在米」という。）

(2) 本来あるべき表示

貯留ビン混在米については、産地が混在していたため袋詰めの際して、「高知県産」と記載がある玄米袋を用いるとともに、精米時にはそれに対応する表示の包装袋を用いるべきであった。

(3) 販売の状況

生産者から受け入れた生粳は貯留ビンで予備乾燥し、乾燥機で乾燥した乾燥粳をサイロで貯蔵するが、これらの間の移動記録が不明瞭であることや、粳すり時の記録に不備があり追跡が困難な状況にある。

ちなみに、下表は過去3か年C Eで受け入れた四万十町産ヒノヒカリ及び中土佐町産ヒノヒカリの数量である。これらが全て混入したとすれば、仮定ではあるが総量は下記合計欄に記載した数値となる。

(単位：kg)

年度	四万十町産	中土佐町産	合計
令和2年度	495,000.5	7,652.5	502,653.0
	98.5%	1.5%	100.0%
令和元年度	481,895.6	4,297.9	486,193.5
	99.1%	0.9%	100.0%
平成30年度	489,665.5	9,376.0	499,042.5
	98.1%	1.9%	100.0%

(4) 関係者の説明（まとめ）

- ・貯留ビンに余裕がある日は、中土佐町産を区分して管理した。稼働最盛期は、中土佐町産を入れる貯留ビンがなく、四万十町産と同じ貯留ビンに入れた。最盛期は、前日までに受入れした粳が貯留ビンに残っていることも多く、貯留ビンがフルに使えない状況になる。
- ・本来は、産地を分けて管理する必要性はわかっていた。

(5) 原因分析

ア 直接的な原因

C Eの容量（貯留ビンの本数・収容量及び乾燥能力）に対する受入米穀の銘柄が多すぎて、乾燥してサイロに移動させる作業が追いつかず、貯留ビンでの一次保管段階で生粳が滞留し、貯留ビンの適正な容量をオーバーした。

イ 背景にある問題

(ア)受入銘柄に対するC Eの容量不足が組織的に認識されていなかった。

(イ)記録の不備

受入数量、その後の工程がなされた数量、出荷された数量等が正確に記録さ

れる体制であって、なおかつ、これが組織的に管理されている状態であれば、C Eの容量不足が早期に判明し、何らかの対応が取れた可能性があるが、予定されていた帳簿類の作成をC Eオペレーターが一手に担っており、手書き部分も多かったため、抜かりが生じ、網羅的かつ確実な記録が作成されていなかった。

4 事案6の件

(1) 不適切な米穀取扱事実

令和元年10月から令和2年9月までの間、精米場職員が、生産者から個袋として持ち込まれた令和元年中土佐町産ヒノヒカリ袋詰玄米で袋詰精米を製造する際に、「四万十町産」と表示された包装袋に詰めて袋詰精米を製造した（以下「虚偽表示精米1」という）。

(2) 本来あるべき表示

原料玄米の産地が中土佐町産であったため、「高知県産」又は「中土佐町産」である旨が記載された包装袋を用いるべきであった。

(3) 販売の状況

虚偽表示精米1については、四万十町産として、令和元年10月から令和2年9月までの間、量販店もしくは一般消費者らに対して販売。

(4) 関係者の説明（まとめ）

- ・2～3年前から四万十町産の上位等級が精米場に持ち込まれることは少なくなり、反対に中土佐町産は上位等級があり、四万十町産の評価を落とさず、美味しい米にするために行った。
- ・四万十町産が不足していることは特に相談せず、注文を受けたら出荷しないといけないと考えていた。

(5) 原因分析

ア 直接的な原因

仁井田米需要と供給のミスマッチを調整しようとした。

精米場に下位等級米の仁井田米しか配分されない状況下で、食味についての取引先の評判を落とさないようにするため、上位等級の中土佐町産米で代替しようとした。

イ 背景にある問題点

(ア) 生産者の期待に応えることの行き過ぎた解釈

販売課職員が「売ること、すなわち、在庫がない状態になるようにするこ

とが生産者の期待に応えることである。」との思いを優先して、産地のアイデンティティを否定する行為に出ており、生産者目線が不足している。

(イ) 消費者目線の欠如

「産地を含めて、自らが食べる米を選択したい。」との消費者の選択の機会が奪われたことについての意識も欠落しており、消費者目線に関する認識も不十分である。

(ウ) 組織力の欠如

需要と供給のミスマッチが生じていたことを上位階層に諮ることなく、自分たちだけで解決しようとしており、その背景には組織力の欠如という問題がある。

5 事案7の件

(1) 不適切な米穀取扱事実

以前から、精米場において、産年、銘柄が異なる玄米を混ぜて袋詰精米を製造する際に、産年や銘柄が単一である旨表示された包装袋に詰めて袋詰精米を製造することを繰り返していた（以下「**虚偽表示精米2**」という。）。

(2) 数量

精米に関する記録が不正確で、かつ、記録の保存も不十分であったため、虚偽表示精米2が製造された数量は特定できない状況であるが、确实とみられる**虚偽表示精米2の数量**は次の「不適正」欄記載のとおりである。

平成30年産米	適正 139,411 kg	不適正 58,966 kg
令和元年産米	適正 151,332 kg	不適正 54,991 kg
令和2年産米	適正 17,773 kg	不適正 2,437 kg

(3) 本来あるべき表示

原料玄米の産年、銘柄が異なるため、「複数原料米」である旨が記載された包装袋を用いるべきであった。

(4) 販売の状況

虚偽表示精米2のうち仕向先が特定できたものは次のとおり。

平成30年産米	33,214 kg
令和元年産米	32,373 kg
令和2年産米	1,251 kg

(5) 関係者の説明

3割の範囲内であれば、過年産米や他産地米をブレンドしても問題ないとの認識である。

(6) 原因分析

事案6の直接的原因及びこれまでにでてきた間接的原因（法令順守（コンプライアンス）意識の不徹底、職員に対するコンプライアンス研修の問題点、四万十販売課としての販売計画の不存在、現場任せの風土、販売戦略の策定の不十分さ）に加え、食品表示に関わる職員としては基本的な知識が欠如しており、「3割までのブレンドならば、『単一原料米』と表示して良い。」との認識が誤って引き継がれて定着していたこと、これを本来補うべきである研修受講の機会もなかったことが原因。

第7 発生原因に関する全体的な問題点

1 管理職の説明（まとめ）

- ・ 誤った表示が行われていることの認識はなかった。
- ・ 米のことであればC E職員の担当者に任せておけば大丈夫と認識し、任せきりになっていた。
- ・ C E及び精米場との連携不足について、今となっては、報告・連絡・相談が十分なされていなかった。
- ・ 職人の職場であり、専門色が強く、管理が難しい。表示の知識が管理者層になかった。詳しく米の表示を知らなかった。

2 分析及び指摘する問題点

(1) 四万十販売課全体におけるコンプライアンス意識の浸透不足

J A高知県の規程体系には食品表示に関する規程が存在しておらず、「食品表示」に関するコンプライアンス体制の弱さがある。

これに加えて、四万十販売課においては、上記各法令についての知識修得の機会が用意されておらず、法令研修も不十分であった。

そのため、不正確かつ断片的な知識が口頭で共有され、独自ルールあるいは慣行が定着し、結果的に誤った米穀取扱が常態化していた。

また、そのほかの点においても、特別栽培米の取扱体制の不整備、米トレサ法に基づく記録の不備、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置の未対応といった、組織全体で整備されるべきルールや規程の不整備が散見される。

(2) 四万十販売課における内部統制システムの不存在

法令に則した管理システムが構築されておらず、一般的な決裁システムも整備されておらず、これに加えて、報告・連絡・相談という業務上の習慣もないという職場の風土があいまって、四万十販売課においては、内部統制システムが存在していなかった。

このことが、「現場」の独自ルールによる運用を招き、かつ、これが放置される原因になった。

第8 再発防止策の提言

1 改めて、関係法令についての周知を徹底していただきたい。

早急に、米穀はもとより、取扱商品全般に係る法制度について、階層別に研修を行うなどして周知を徹底すべきである。

「食を支えるJA」としての立場に今一度立ち返り、食品表示関連の法令はもとより、安全な食を届け、かつ、消費者の選択機会を確保するために必要な記録の整備に関する法令については、十分な周知・研さんを行っていただきたい。

2 食品表示にかかる基本方針を策定していただきたい

食品表示に係る基本的な方針を明確にし、基本方針としてしっかりと位置付けることは、「食」を扱う組織において欠くことのできない重要事項であるが、前記のとおり、本件各事案発生時には、JA高知県の規程体系の中に食品表示に関する規程等が制定されていなかった

この点については、調査委員会の設置期間中に整備が実行されたとのことであり、その迅速さは評価できる。

今後は、当該規程類について、職員に対する周知徹底を図るとともに、随時、適切性を見直していくなどして、規程遵守に遺漏が生じないよう心がけていただきたい。

また、取扱商品全般について、食の安全に資する規程の欠落がないかどうか、見直していただきたい。

3 法令遵守意識の浸透を図っていただきたい。

研修を継続的に実施し、新しい知識について常に習得する機会を設けるとともに、法令に違反した場合の懲戒処分基準についても可能な限り整備して周知するなど、法令順守意識が徹底されるような取組を行っていただきたい。

なお、整備されるべき基準については、いたずらに厳罰化を目指すことのないよう、故意・過失の別、発覚経緯の別等によって、取扱いに軽重を設けるべきである。

4 JA高知県のガバナンスの見直しを行っていただきたい。

四万十販売課においては、内部統制システムが適正に機能しないという問題が生じており、長年にわたって放置されてきていたが、今般の合併を経ても、これが改善されなかった。JA高知県本部としては、それぞれが異なる沿革や地域性を有する各「地区」の運営を尊重し、介入・指導については抑制的であった模様であるが、今後もこのようなあり方を継続するのか、あるいは、「地区」と「本部」の権限分配を見直したり、他地区からの管理職等の人事異動などといった、旧態依然の仕組みを変えるための抜本的な取組にも着手していくのかなどといった点についても検討していただきたい。

- 5 内部通報制度及び外部通報制度が有効に機能するような措置をとっていただきたい。
- J A高知県では、内部通報制度及び外部通報制度としてヘルプラインを導入しているが、これが活用されなかったことは大変遺憾である。
- 再度、これらの制度を周知するとともに、内部通報制度を補完するために定期的に全職員を対象としたアンケート調査を実施し、役員・上司・部下に対する不満、不祥事となりかねない事象の有無等を確認する等の措置をとるべきである。
- 6 正確な在庫管理を行っていただきたい。
- C E及び精米場における「現場」の事情により米穀の混入が行われてきた経過があるものの、四万十販売課は、組織としてこの事実を把握できていなかった。
- 今後は作業工程間の管理を適正に行うとともに、帳簿在庫と実在庫の検証を定期的に行うことが必要である。
- また、上位階層がこれらの帳簿を検証するに当たっては、歩留まり率や作業工程間の移動数量の整合性等に留意すべきである。
- さらに、在庫管理システムを安定的に運用していくためにも、記録作成マニュアルの策定、記録責任者の設置、記録確認に係る決裁システムの構築などといった必要な措置を講じ、正確な在庫管理を徹底していただきたい。
- 7 組織としての販売計画や販売戦略の策定に関心を寄せていただきたい。
- 四万十販売課には、県内外の取引業者や量販店を中心に引き合いが強い仁井田米や、J A四万十時代からブランド化に取り組んできた厳選にこまるなどの優良な商品がある。
- 他方で、これらに比べると知名度は劣るものの、優れた食味を有するとの評価が定着している中土佐町産大野見米などについても、戦略次第では、高付加価値商品として販売できる可能性がある。
- しかしながら、四万十販売課では、上等級仁井田米を除く商品の取引先の決定をC E又は精米場の職員に委ねる状態が続いていた。
- その結果、四万十町産の下等級米穀や中土佐町産米穀の在庫が膨らむという状態が放置されてきた。
- そして、上記職員らは、このような在庫の消化や、取引先に期待される食味を実現するためなどとの理由により、これらの産地が異なる米穀を混ぜて虚偽表示を付した商品を出荷し、「現場」の問題を解決していた。
- 管内で良質な米穀生産に取り組む生産者の努力に報いるためにも、今後は、担当役員も含めた管理職等によって販売取引計画協議を実施し、さらに、販売戦略の策定を行うなどして、真の意味で「生産者の期待」に応えていただきたい。
- 8 法令に則った食品表示を徹底するためのシステムを構築していただきたい。

研修のほか、表示等管理担当者を中核とする食品表示に関する常設チームを発足させ、関係法令等の改正や事故事例等にかかる情報をいち早く入手するとともに、定期的に食品表示にかかる検証を行う体制作り、不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応のためのマニュアルを策定するなどの対策を取ることで、法令に則った食品表示を徹底するためのシステムを構築していただきたい。

9 適正な農産物検査が実施され、実効性が確保できる体制を構築していただきたい。

適正な農産物検査が実施されていれば防げた不適切取扱事案があったことは明らかである。

農産物検査は農産物検査法に基づいて J A 高知県が自ら登録検査機関として、米穀等の流通円滑化及び生産者の負託に応えるために実施しているものである。農産物検査法の目的及び立法趣旨は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化に付与することにある。

J A 高知県では、合併と同時に関連規程を整備し対応してきたところであるが、現に、このような不適正な農産物検査が行われたことについては、検査員である職員のみ責任として終わらせることなく、関連する役職員が農産物検査の目的や立法趣旨を理解していたかどうか、かつ、それぞれの役割を理解していたかどうかという点についても厳しく顧みていただく必要がある。

J A 高知県では、これらの反省に立って、農産物検査の目的や立法趣旨等の理解を深めるための研修計画を立てているとのことであるので、早急に計画を実行していただくとともに、継続的に研修等を実施することにより周知を徹底し、適正な農産物検査が実施され、実効性が確保できる体制を構築していただきたい。

10 C E のオペレーションマニュアルを早急に作成し、遵守を徹底していただきたい。

四万十販売課では、30 年以上前に導入された C E が稼働しており、施設の老朽化とともに手作業による確認が多いと感じられる。これまでマニュアルが存在しなかったため、作業工程や作業記録の保存、事故の際の対応といったものが不明確となっていた。

そのため、適正な作業を実施したかどうかを検証することが不可能となっている上、後進の育成や繁忙期の応援者に対する円滑な引継ぎが阻害されている状況である。

C E マニュアルについては、調査委員会の設置期間中に、ノウハウを有している全農の支援を得て整備がなされたとの報告を受けているが、今後は、マニュアルを活用した研修を早急に実施し、これに沿って適正に業務を遂行する体制を整えることで過誤を防止していく必要がある。

11 CEでの業務改善策を講じていただきたい。

CEの收容能力、処理能力、オペレーターのマンパワーからすると、現在受け入れている銘柄には対応しきれていないことが明らかである。

生産者のニーズにはできるだけ応えていくことが望ましいものの、それによって米穀の不適切な取扱を行うことになれば本末転倒である。

CEでは四万十町産のみ取り扱い、中土佐町産は地元の集落営農組織に乾燥・粃摺りを依頼することとするとともに、米の品種によって受入日を指定することで混在を防ぐなどといった、既にJA高知県で検討されつつある業務改善策についても、生産者に最大限配慮しつつ、検討を進めていくべきである。

以上